

# 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱

制 定	平成 25 年 7 月 25 日 25 農振第 980 号
一部改正	平成 26 年 6 月 2 日 26 農振第 347 号
一部改正	平成 29 年 5 月 11 日 29 農振第 53 号
一部改正	令和 元年 7 月 18 日 1 農振第 960 号
一部改正	令和 2 年 4 月 30 日 1 農振第 2973 号
一部改正	令和 2 年 12 月 28 日 2 農振第 7067 号
一部改正	令和 3 年 7 月 20 日 3 農振第 1630 号
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 7527 号
一部改正	令和 4 年 9 月 8 日 4 農振第 2078 号
一部改正	令和 6 年 4 月 22 日 6 農振第 141 号
一部改正	令和 7 年 1 月 16 日 6 農振第 2156 号
一部改正	令和 7 年 5 月 9 日 7 農振第 150 号

## (趣旨)

第 1 条 知事は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)に定める里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金(以下「交付金」という。)に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則(昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付金交付の対象及び補助率)

第 2 条 前条に規定する経費の内容及びこれに対する交付率等は、別表のとおりとする。

## (交付金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条に規定する交付申請は、交付金交付申請書(別記様式第 1 号)によるものとする。

2 交付金交付申請書の提出時期は、知事が毎年度別に定める日までとする。

3 事業主体は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に事業に着手するときは、あらかじめ理由を明記した交付金交付決定前着手届(別記様式第 2 号)を知事に提出するものとする。

## (交付金の交付の決定)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、通知するものとする。

## (申請の取下げ)

第 5 条 事業主体は、規則第 7 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

## (交付金の遵守事項)

第 6 条 事業主体は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等

要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）及び実施要領に従わなければならない。

（申請内容の変更の承認等）

第 7 条 事業主体は、前条の交付金交付申請書の記載事項について、別表に掲げる重要な変更を加えようとするときは、交付金変更承認申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をしたときは、通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 事業主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、交付金中止（廃止）申請書（別紙様式第 4 号）を知事に提出し、その承諾を受けなければならない。

（概算払の請求）

第 9 条 事業主体は、交付金の概算払を受けようとするときは、交付金概算払請求書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の概算払をするものとする。

（遂行状況報告）

第 10 条 事業主体は、交付金の交付決定があった年度の 1 2 月末日時点において、交付金遂行状況報告書（別記様式第 6 号）を作成し、当該年度の 1 月 10 日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告書）

第 11 条 事業主体は、事業が完了した日から 1 月を経過した日又は事業の完了の日に属する国の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、交付金実績報告書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出）

第 12 条 この要綱により市町村長が知事に提出する書類は、所轄農林事務所長を経由して、正副 2 部とする。

（財産処分の制限）

第 13 条 規則第 20 条第 2 号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得した価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

（関係書類の整備）

第 14 条 規則第 10 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかななければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 15 条 この要綱において書面等により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、福岡県簡易申請システムを使用して行うこ

とができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行し、平成25年度から平成27年度までの交付金に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行し、平成26年度から平成28年度までの交付金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行し、平成29年度の交付金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、令和元年度の交付金に適用する。
- 2 また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度からの交付金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年度分からの交付金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月8日から施行し、令和4年度分からの交付金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月22日から施行し、令和6年度からの交付金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月9日から施行し、令和7年度からの交付金に適用する。

別表（第2条関係）

種類	経費の内容	事業主体	交付率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	<p>里山林等において活動組織が行う以下の活動に対し、交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①活動推進費</li> <li>②地域活動型（森林資源活用）</li> <li>③地域活動型（竹林資源活用）</li> <li>④複業実践型</li> <li>⑤機能強化</li> <li>⑥関係人口創出・維持</li> </ul>	地域協議会	<p>実施要領別紙Ⅲ第3交付額等1（2）イ交付単価に定められた表中「（参考）優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安」（以下「交付単価の目安」）の3/8以内</p> <p>原則として活動が実施される市町村において、当該市町村が活動に対する交付金を交付する場合に限る。</p> <p>ただし、広域的に実施する活動において、その効果が県全体に及ぶものについては、市町村の交付にかかわらず、交付単価の目安の額以内</p>	1	交付対象事業費の30%を超える減額

別記様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者名

氏 名 印

年度 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請する。  
なお、事業の内容等は、別紙の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

円

注：別紙の事業実施計画書を添付すること。

注：本様式の申請者欄の「印」は署名をもって代えることができるものとする。

福岡県知事 殿

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年度 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 交付決定前着手届

福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱第3条第3項に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出する。

記

1. 事業費
2. 事業主体
3. 着手予定年月日
4. 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は事業主体者が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者名

氏 名 印

年度 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、  
福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱第7条第1項に基づき、  
下記のとおり事業の内容（経費の配分）を変更したいので、承認されたく申請する。

記

理由

注：以下の記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。この場合において、変更箇所を容易に比較対照できるよう、変更前を括弧書きとして併記し、変更後と比較できるようにすること。

注：本様式の申請者欄の「印」は署名をもって代えることができるものとする。

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者名

氏 名

年度 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 中止(廃止)申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、  
福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されたく申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期



番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者名

氏 名

年度 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、  
福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱第 10 条第 1 項に基づき、  
下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告する。

記

1 遂行状況

区 分 (市町村)	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	
計				

2 事業完了予定年月日

注：区分欄には、市町村ごとに別記様式第 1 号の別紙の「2 事業内容」の区分に記載された事項について、記載すること。

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者名

氏 名

年度 福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月日付け 第 号で変更交付決定通知）のあった事業について、下記のとおり実施したので、福岡県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要綱第11条に基づき、その実績を報告する。

記

記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。

注：添付書類については、事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

(別紙)

1 目的

2 事業内容 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金(活動組織向け交付金)

活動実施市町村名	区分	対象森林面積等(ha)注1	交付対象事業費(円)注2	県交付金申請額(円)	国庫交付金申請額(円)	市町村交付金申請額(円)	その他(円)	交付対象組織数	備考
市町村名	活動推進費								
	地域活動型(森林資源活用)								
	地域活動型(竹林資源活用)								
	複業実践型								
	機能強化								
	関係人口創出・維持								
	小計								
市町村名	活動推進費								
	地域活動型(森林資源活用)								
	地域活動型(竹林資源活用)								
	複業実践型								
	機能強化								
	関係人口創出・維持								
	小計								
市町村名	活動推進費								
	地域活動型(森林資源活用)								
	地域活動型(竹林資源活用)								
	複業実践型								
	機能強化								
	関係人口創出・維持								
	小計								
市町村名	活動推進費								
	地域活動型(森林資源活用)								
	地域活動型(竹林資源活用)								
	複業実践型								
	機能強化								
	関係人口創出・維持								
	小計								
合計	活動推進費								
	地域活動型(森林資源活用)								
	地域活動型(竹林資源活用)								
	複業実践型								
	機能強化								
	関係人口創出・維持								
	総計								

注1:機能強化は円/mでの単価。交付最低面積は0.1ha、交付最低延長は1m。

注2:実施要領別紙Ⅲ第3交付額等1(2)イ交付単価に定められた表中「(参考)優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安」に準じて経費を積算すること